

# 海事協通信

9月号

発行日／平成30年9月1日  
編集・発行／海外交流事業協同組合  
TEL: 011-792-1911 FAX: 011-792-1913  
<http://kaijikyo.com/index.html>



今月の特集  
海事協×臨検



## 8月10日

### 技能実習機構による臨検がありました

※写真は実際に確認した資料です

今年に入り本格的に始動した技能実習機構による臨検、ついに8月10日当組合にも臨検が入りました。機構からは3名が来訪し午前中から午後まで調査にかかる時間は約5時間半です。

調査範囲は海事協に関すること、組合員に関すること、送出機関に関すること、実習生に関すること等全てに関係した内容でした。確認資料も膨大な量で3名は担当を分担し確認していました。

実習実施者に対しては3年に1度を目途に「抜き打ち」で調査が行われますので、実習実施者が準備しなければならない書類を備え付け、調査には必ず協力しましょう。

確認した資料は膨大な量でした



※写真は実際に確認した資料です



# 飛ばしは絶対にダメ!!

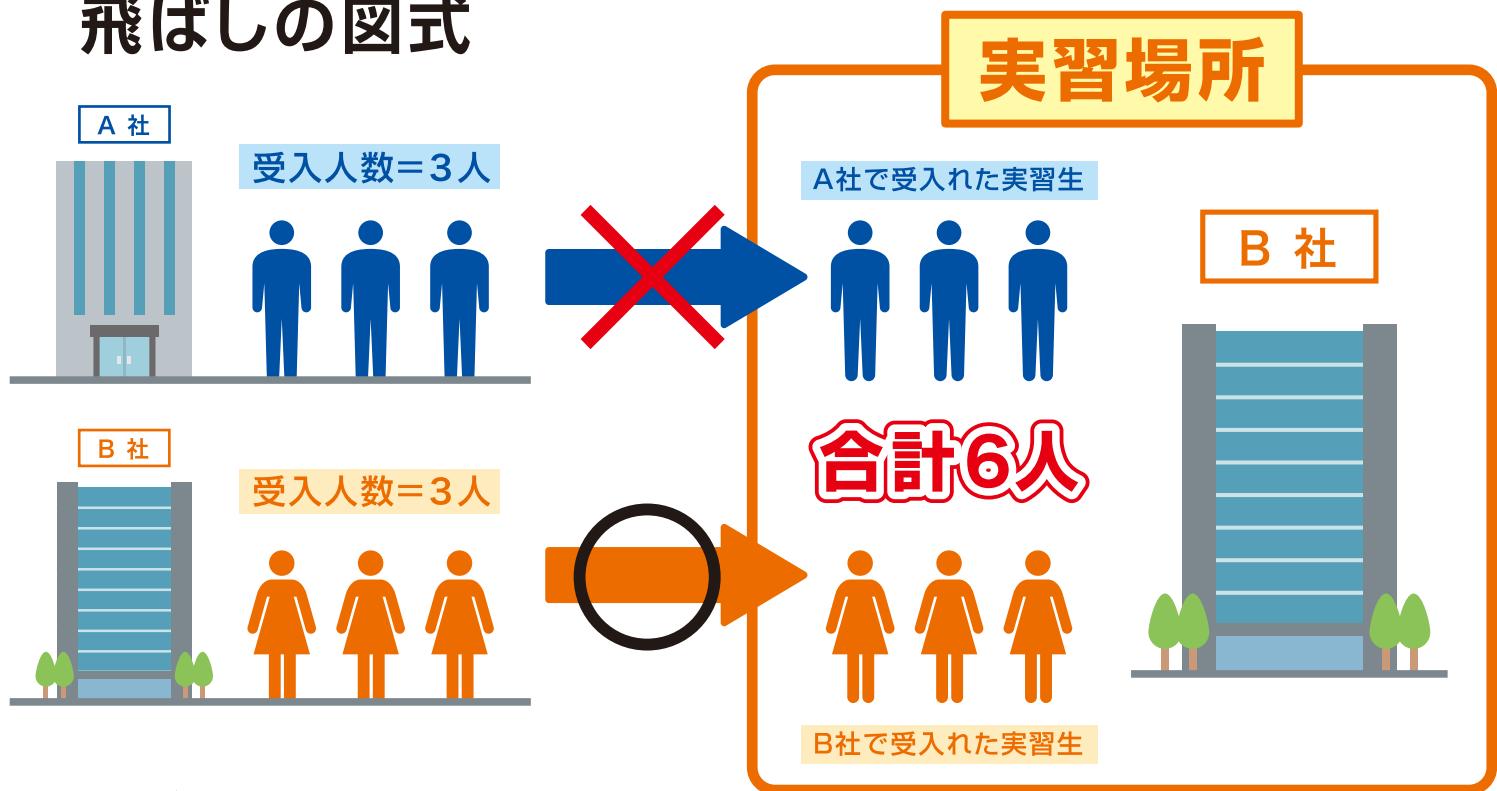
## 「飛ばし」とは?



業界用語で名義貸しとなります

- ①2つの会社(A社3人、B社3人)でそれぞれ実習生を受入れ、申請ではA社、B社ともに実習場所は別々、しかし実際は6人を同じ場所で実習させていること。
- ②A社で受入れた実習生をB社の工場へ連れて行き実習させていること。

### 飛ばしの図式



図のようにA社で実習させるために受入れた実習生をB社へ連れて行き実習させる事は**違法です!!**

技能実習機構は臨検で「飛ばし」行為を突き止めて「計画認定の取消し」や「数年間の受入停止処分」に本腰を入れています。特に経営者が同一人物である場合、同族で複数社を経営している場合、同じ敷地内に複数の会社がある場合については厳しい見方しているとのことです。

実習実施者の中には、飛ばし行為について「会社も実習生も損していないんだからいいじゃない?」といった話をする方もいるようですが、このような考え方では技能実習法で実習生を受入れる資格がないと判断されます。監理団体に所属する1社が勝手な行動をすると連帯責任となり、加入している全ての実習先に迷惑が掛かることになります。



# 実習機構から実習実施者に対して



実習機構担当官より実習実施者に対して臨検を行った際に感じたこと、留意点として下記の3点が示されました。

**01** 実習計画書と実際の作業内容を確認すること。

**02** 実習計画、住所、責任者、指導員、雇用条件等、些細な変更でも、ただちに報告すること。

**03** 宿舎の安全衛生(避難器具、寝室の火災報知器等)に関する整備状況に関すること。



## 労働基準監督署からの指摘が多い事項です

～今一度チェックをして、見直しましょう!!～

① 36協定(時間外・休日労働協定)の届出不備、または特別条項を届出ていても限度時間を超えて残業させている。

最近では残業時間数が著しく多い場合にも、入国管理局から不正行為である「労働関係法令違反」や「技能実習計画との齟齬(そご)」と判断されることがあります。

36協定で特別条項があり、労働基準法には違反していない場合でも、80時間を超えると「著しく多い」と判断される可能性が高くなります。100時間を超えるとほぼ確実であり、注意喚起以上の処分を受けると思われます。

② 定期健康診断を行っていない(2年目、3年目)

③ 最低賃金・割増賃金(普通残業=1.25倍、法定休日=1.35倍、深夜残業=1.5倍)を適正に支払っていない。

④ 賃金台帳やタイムカード・出勤簿の不備。

⑤ 労働者名簿の不備。

⑥ 賃金控除協定を締結せずに家賃・水道光熱費・通信費・互助会費等を控除している。

⑦ 一週間に1回又は四週間に4回の法定休日をとらせていない。



# 法律事務所だより

## ～気候変動による被害を防ぐために～

この夏は列島各地で自然が猛威を奮い、豪雨や猛暑に見舞われました。

異常気象は日本に限った話ではなく、報道によれば、実習生の故郷ベトナムでも7月の台風による洪水で死者が発生、中国上海でも台風上陸により19万人以上が避難を余儀なくされました。

世界規模の異常気象は、地球温暖化が一因とも指摘されています。

さて、日本では今年6月に「気候変動適応法」が成立しました。温暖化などの気候変動の影響がすでに表れていることを前提に、気候変動による被害の回避・軽減等の適応策の推進を目的とする法律です。

同法では、国は農林水産業や防災等の各分野の気候変動適応計画を策定するものとされ、地方公共団体にも地域気候変動適応計画策定の努力義務が課せられています。また、気候変動等に関する国際間の情報共有や技術協力などの国際協力の推進も明記されました。

気候変動への対応は待ったなしです。新法の成立が、特に自然災害による被害回避のための、実効性のある対策に結びつくことを願います。



あお葉法律事務所  
弁護士 伊藤 紗子



8月に入国した  
実習生



一生懸命日本語の習得に励んでいます!  
これから宜しく願い致します。

多様な表現を学んでいます



先生の熱心な指導を受けています

単位の学習をしています

発音の学習をしています